

ローレンツ・フォン・シュタイン日本関係文書研究の課題

—エルンスト・フォン・シュタイン文書と関連して

市村 由喜子

The assignment of the Lorenz von Stein's document related to Japan with Ernst von Stein's document

Yukiko ICHIMURA

はじめに

ローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein、1815-90. 以下、L. シュタイン) の「L. シュタイン文書」は、その一部が1972年にオーストリアのヴィーンからドイツのキールにあるシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州立図書館 (Die Schleswig-Holsteinische Landesbibliothek) に移された。1976年に目録の整備が始まり、1980年、アンドレア・ボックマン (Andrea Boockmann) による目録「ローレンツ・フォン・シュタイン 1815-1890」が発表された。しかし、日本関係文書の部分については、未整理のままであった。ボックマンは、「文書では、シュタインの日本にたいする関係、1889年の日本の憲法改革の部分において十分調査研究されたとはいえない。」⁽¹⁾ と指摘していた。1980年、著者が日本関係文書を調査した結果、学術書、論文、覚書、名刺、メモ、日本関係者宛てのL. シュタインの書簡、日本関係者からシュタインに宛てた書簡、息子のエルンスト・フォン・シュタイン (Ernst von Stein、1857-1929. 以下、E. シュタイン) 文書など多数あることがわかった。まず、史料を目録にし、ドイツ語・英語・仏語史料に関しては翻訳する作業が必要であった。そのため著者はすべての史料を許可を得てコピーし、独自に目録を作り、翻訳の作業を行った。

その調査の結果は、1985年国立ヴィーン大学にて、博士論文「ローレンツ・フォン・シュタインと日本. 19世紀日本における国家成立史の研究」("Lorenz von Stein und Japan. Zur Entstehung des Staatssystems in Japan im 19. Jahrhundert") としてまとめ、L. シュタインが明治憲法成立史に与えた影響を明らかにした。

1992年、「ローレンツ・フォン・シュタインの日本関係文書」("Der japanische Nachlaß Lorenz von Steins") が、シュレスビヒ・ホルシュタイン州立図書館から出版された。著者のヨハン・ナブロッキ (Johann Nawrocki) が、ボックマンの目録

を補完する形でまとめた。かつて、ボックマンが「書物の中にシュタインは鉛筆でたくさんのメモ書きをしている。関心の広がりが見える。書物に没頭して、タイトルや見返し、枠や行にメモを残しているのだ。」⁽²⁾と指摘したように、文書の実証的研究によって、L. シュタインの全体像が浮かび上がってくるし、日本との関係も明らかになってくる。書簡やノート、講義録といった文書が描きだす実像を歴史の「証言」としてつなぎ合わせていく作業によって、明治時代の日本人とくに日本の政治家が何を考え構想したか、近代日本の姿が明らかになってくる。すでに内外を問わず L. シュタイン文書研究は進んできており、すぐれた研究成果も生まれている。L. シュタイン日本関係文書は目録が整備されたことによって、日本の近代国家成立の研究あるいは L. シュタイン研究においても貴重な史料であるといえよう。

著者は、現在、博士論文をドイツ語から日本語訳し、あらためて、第一次資料である L. シュタイン文書と関係資料を再検討し、シュタインの全体像を明らかにする作業にあたっている。

本稿では、E. シュタインが果たした重要な役割を再検討する。博士論文では、E. シュタインが日本滞在中に父 L. シュタインらと交わした書簡の検討を通じて、父の代わりになり日本政府に助言を行っていたことを明らかにした。

I. L. シュタインと日本

L. シュタインと日本人の関係は、明治憲法調査を目的に L. シュタインの講義を受講した政治家に止まらず、医者、教育者などに及び、日本の保健、教育、財政などのあり方にも影響を与えた。

当時、日本で L. シュタインはどのように受け止められていたのであろうか。

著者の博士論文では次のような指摘を行なった。例えば、1890年、L. シュタインの死後、日本人政治家の重鎮たちが東京において「シュタイン翁追吊会」を開催したことは、L. シュタインへの多大な期待を伺わせるものであった。また、E. シュタインが、日本人にあてた手紙の中で彼の父に対する哀悼の意に感謝するとともに、「日本を第二の故郷として愛したこと、そして日本人を同郷人として認識していたこと」「日本と日本人が彼の思想を実現することを望んでいたにちがいない」し、「日本の新しい体制に貢献できることを望んでいた」(E. シュタインから皇族宛 1891年1月1日/6.1:01)と伝えていた内容から、生前の父シュタインの日本への思いが理解される。また、日本の新聞は、L. シュタインの死去を深い哀悼とともに業績について高く評価した内容を伝えている。「多くの日本の政治家、軍人、学生がシュタイン先生(石先生)らが国家理論と政治学を学んだ。彼らは、そこでアドバイスを受けた。」「L. シュタインは、高齢とはいえ、日本をこよなく愛し、日本領事館にいる時は、日本についてなんでも聞き

たがった。彼は話しに夢中になり夜中の3時になる時もあった。しかし疲れを見せなかった。L. シュタインは、普通の教授ではなく、強靱な精神の持ち主であった。」⁽³⁾

以下の書簡ではL. シュタイン自ら日本人との密接な関係を明かしている。

「(中略) 私は、日本人と毎日2時間から3時間、本当にたくさんやることがある。松岡は、今までここにいた。そして行政法手続きについて卒業論文をまとめた。そして、行政裁判所の次期長官に指名された。明日、彼が来る。最後となり、パリ経由で日本に帰国する。」(L. シュタインから E. シュタイン宛 1887年8月26日/4.2:01)

「今、日本から海江田伯爵がいる(中略)、伯爵は、『自分の息子』と認識していた。」(L. シュタインから E. シュタイン宛 1887年日付無/4.2:01)

「海江田翁は、今もなおここにいる。私の所から離れたくないようだ。彼は私の誕生日にすばらしい贈り物をくれた。」(L. シュタインから E. シュタイン宛 1887年7月16日/4.2:01)

このようにL. シュタインと日本人の関係は、良好であったように見えるが、複雑な「事情」があった側面も見えてくる。たとえば、E. シュタインに宛てた書簡には、「日本人をそんなに信じないほうがよい。」と警告や忠告などを行ったりしている。(L. シュタインから E. シュタイン宛 1888年2月10日/4.2:01)

II. 日本との関係

1881年「明治14年の政変」を契機に、多くの学生が外国、特にドイツとオーストリアに派遣された。日本の政治家の強い関心はこの両国にあった。1875年から1887年、毎年平均的に18名の日本人が留学していた。例えば、1887年12名がドイツに、3名が英国に1名がフランス、3名がアメリカに行っていた。⁽⁴⁾

それでは、なぜL. シュタインは、高齢にもかかわらず、今まで関係がほとんどなかった遠い日本国の事業に参画したのか。L. シュタインが日本人の教師、政府顧問を受諾した背景には、自己の政治哲学の実現とともに実生活における財政的困窮があった。

L. シュタインは、1874年にオーストリア立法議会に立候補した後、借金をしていた。他にもなく、1888年以降、L. シュタインは、重要な収入源である「鉄道と蒸気船中央誌」(Das Centralblatt für Eisenbahnwesen und Dampfschiffahrt)を出版していたが、休刊に追い込まれた。市内の住居を放棄しなければならないほど深刻であった。E. シュタイン宛のL. シュタインの手紙からは、L. シュタインが日本人を負担に感じているこ

とや、報酬の支払いが遅れ怒ったことなどが書かれている。

「私は、大変厳しい。もちろん藤波は、来週出発する。しかし、明後日には海江田伯爵が来る。そして、松岡が新しく申し込んできた。もし、私がお金がそんなに必要でないのであれば、私はこの負担をすぐに片づけてしまうだろう」(L. シュタインから E. シュタイン宛 1887年8月26日／4.2:01)

「もし、日本からもう一度報酬が支払われるならば、私は保証されたことになる。」
(L. シュタインから E. シュタイン宛 1887年7月22日／4.2:01)

「日本でお前の外交的使命が示されれば、私の報酬を引き続き受け取ることができるかどうか」(L. シュタインから E. シュタイン宛 1887年8月26日／4.2:01)

「お前の日本での第一印象の報告を楽しみにしている。私の報酬が続けて得られる希望があるかどうか、気に留めておいてほしい」(L. シュタインから E. シュタイン宛 1887年9月3日／4.2:01)

「すでに8月、任命を受けたにもかかわらず、昨年の1月以来、つまり1年間、お金の受け取っていない。4分の1年間分の報酬を受けるにはどうすればいいか、お前の方で聞ける手段があるか。」(L. シュタインから E. シュタイン宛 1888年2月10日／4.2:01)

L. シュタインは、以上のように金策との闘いがあった。日本人の教師や政府顧問の役割と同時に日本との貿易などの試みも、その金策と関連していると言える。日本からタバコを輸入する計画をしていたのである。国家学者として日本に「立憲制」を確立する「夢」を追い求める一方で経済人としての必死の活動によって、日本人との関係が負担になったことも事実であった。

しかし、このようにL. シュタインの「本音」は揺れていたが、日本の政治家たちは、迷うことなく彼の教育的政治的そして経済的活動に特別な関心があった。伊藤博文は、L. シュタインに大変感動し、政府顧問として日本へ招聘することを望んだ。日本の政治家宛の書簡には、L. シュタインを具体的に活用する意向が表れている。

「もし我々が彼を任命するならば、高等教育の体制を確立し、研究の方向を決定できる。」(伊藤博文から山田俊蔵宛 1882年8月27日)⁽⁵⁾

「L. シュタインは主に学校を設置し、組織し、養成方法を形成しなければならない。」

彼は政府顧問として活動しなければならない。そうしてこそ我々の将来が保証される。」
(伊藤博文から井上 毅宛 1882年9月23日)⁽⁶⁾

日本政府は、L. シュタインの日本招聘を決めたが、彼は固辞した。その理由として、高齡であり、また健康ではないことや言語の問題を上げている。そして、外国の文化に慣れることができないと述べている。(L. シュタインから伊藤博文宛 1882年11月15日)⁽⁷⁾

しかし、L. シュタインはウィーンの日本人学生の世話を受け入れることを表明している。彼は、こう記している。

「私は、ウィーンで貴殿らの学生に援助をしよう。大学入学許可の手助けだけでなく、同僚として研究の面でも協力しよう。私は、日本とヨーロッパの間に立っている。私は、日本の学生諸君にヨーロッパの学問を伝える準備がある。将来のために、日本に大学を設置する基礎となることだろう。」(L. シュタインから伊藤博文宛 1882年11月15日)⁽⁸⁾

彼の助けによって日本の留学生は大学に入学できた。しかし、著者が1855年から1888年までのウィーン大学法学部入学記録を調べたところ、L. シュタインの在籍中、日本人の入学者は1名のみであった。その人は、木場貞長であった。木場は、1882年8月ウィーンに調査団の1員として来た。そしてシュタインのもとで入学が許可され、国際経済や一般科目を1学期間受講した。

L. シュタインは、日本人に対して、主にプライベートに講義をしていたということだ。例えば、海江田信義は、L. シュタインを1887年訪問し、主にウィーン近郊のヴァイトリングハウ (Weidlingau) の彼の住居にて毎日2時間受講した。

こうして、日本政府顧問を引き受けることによって、L. シュタインは自ら果たせなかった立憲主義的国家体制の「夢」を日本人や息子 E. シュタインに託していく。

III. E. シュタインと日本

(1) E. シュタイン文書と L. シュタイン文書

E. シュタインは、1857年6月23日オーストリアのウィーンに生まれ、そして1929年2月16日にトラウテナウ (Trautenau) で亡くなる。

L. シュタインから引き継がれた E. シュタインの遺品は、遺族にあたる E. シュタイ

ンの娘ゲルダ・フォン・ゴリチェック (Gerda von Golitschek)、息子のマンフレッド・フォン・シュタイン (Manfred von Stein) からウィーンの民俗博物館 (Museum für Völkerkunde) に、1974年寄贈された。

当時、ウィーンでは大きく報道され話題となった。新聞記事には、E. シュタインが、「1868年以來日本の近代化に貢献し、日本の憲法成立に寄与したL. シュタインの息子」であり、「2年にわたる日本滞在中に、行政及び司法にかんする皇室顧問としてまた、財政専門家として日本に大きく寄与した」として紹介されている。記事はまた遺品の寄贈は、「日本コレクション」を所蔵する民俗博物館にとって、大変「幸運」であると高く評価している。⁽⁹⁾

その遺品は、かつてヴァイトリンガオにあったシュタイン家にて保存されていた品物であった。L. シュタインが日本人に講義を行っていた建物である。日本人からの贈答品が多く、300点に上った。

遺族から民俗博物館への譲渡の際添付された、1971年8月2日付けのコレクションリストをみると日本人との関係が多方面に渡っていたことがよく分かる。仏像、花瓶、甲冑、薙刀、弓、琴、三味線、胡弓、尺八、笙、竹笛、大鼓、打ち掛け、浴衣、袴・袴、陣羽織、大名直垂、帯、烏帽子、駒下駄、草履、足袋、法被、雨傘、蓑、手拭い、風呂敷、財布、杖、櫛、簪、書籍、鉄砲、織物、歌加留多、花札、しめ縄、数珠、人形、玩具、筆記用具、絵画、写真等々。各々は、複数存在するものがほとんどである。著者は、民俗博物館で実際に幾つか見させていただいたが、保存状態も良く、貴重な文化財と確信した。

また、L. シュタインは、息子に日記を書くよう助言しており、E. シュタインはそれを実践していた。(L. シュタインからE. シュタイン宛 1887年12月13日/4.2:01) しかし、上記の添付資料には、1945年以降、ボヘミア森のグラーフエンリッド (Grafenried) にあったシュタイン家の城が取り壊された際、日記は残念ながら紛失したと記されている。E. シュタインが日本滞在中、父L. シュタインに宛てた書簡は、ボックマンによると、E. シュタインが保管していたが、やはり、1945年、焼失したと娘のゴリチェックより聞いているとのことである。

E. シュタインコレクションは、民俗博物館に、日本関係の書簡、論文などは、「E. シュタイン日本関係文書」として「L. シュタイン文書」に、各々所蔵されることになった。

(2) E. シュタインと日本

E. シュタインを日本へ派遣するために、L. シュタインは、商務省宛推薦文に以下のように書いている。

「E. シュタイン博士は、『セントラルブラット』の編集長を8年間勤め、その間英国、

フランスや他の国々に旅行し、通商事情について調査研究してきた。これらの実績は、署名者の信頼に答えるもので、派遣の目的を達成し、日本において、日本人に信頼されることを確信する。」(L. シュタインから商務省宛 1887年3月29日／4.2:01)

1887年から88年まで E. シュタインは、1889年の憲法発布前の日本に滞在することになった。彼は、日本の指導的政治家にたいして国家学を講義した。L. シュタイン本人こそ来日はしなかったが、E. シュタインが父親の代弁をすることで、直接政府で仕事をしていたと同じような役割を果たしたということである。

E. シュタインは、長期間日本に滞在したわけではないが、日本人と結ぶつきを強めることには成功した。文書には日本人からの書簡のうち、L. シュタイン宛、E. シュタイン宛とともにその数は大差なく、父親と同じように息子も日本人と多くの交流があったということが理解できる。

ボックマンは、「エルンスト・フォン・シュタインは父親と緊密に仕事をしていた。一方で鉄道雑誌の出版と他方で、石炭計画で残りの共有株式所有の管理をおこなっていた。」⁽¹⁰⁾と指摘している。

このような二人の関係から、L. シュタインの日本への関与にともなって、国家学的関心ばかりではなく商業的経済的関心も含めて、彼の息子もかかわっていった。そして、日本との貿易関係を改善するために、父親は、商務省に働きかけ E. シュタインのための任命を得た。以下はその際の手紙である。

「1887年3月29日付の貴殿の陳情書を我が王政と日本の直接の交易関係を結ぶための努力、同様に貴殿のご子息エルンスト・フォン・シュタイン殿に交易を組織し、機能させるために日本に滞在する派遣を伝える。私は貴殿にこの愛国心の努力に感謝することをお伝えしたい。エルンスト・フォン・シュタイン殿は、商務省の推薦状を中国、日本のオリエント領事部に間もなく商務省内に公示される。同じく推薦状は、同上の機関から引き渡される。」(商務省から L. シュタイン宛 1887年4月23日／4.2:01)

著者は、E. シュタインの日本滞在期間を確定するため、書簡の内容を確認する作業を行った。すでに著者の博士論文で明らかにしたが、あらためて確認する。E. シュタインの旅行は、次のように組織された。L. シュタインの生徒であり、天皇の顧問であった藤波言忠は、彼とサンフランシスコで会い、そして横浜に一緒に向かうことを約束していた。しかし、それは実現しなかった。藤波とサンフランシスコで予定どおり会えなかったからだ。E. シュタインは、藤波なしで日本へ出発した。藤波は、手紙で L. シュタインに謝罪し、藤波の知人と伊藤博文伯爵がエルンストを出迎え、そして彼の世話を行なったので心配しないで安心するよう書いている。(藤波言忠から L. シュタイン宛 1887年10月18日／4.2:04.6)

実際、10月18日に E. シュタインが、藤波言忠は、1887年11月8日に日本に到着した。ヴィーン民俗博物館の「E. シュタインコレクション」(Sammlung Dr. E. v. Stein)に記載された「エルンスト・フォン・シュタインは、1885-1888の世界旅行の中で2年間日本に滞在した。」⁽¹¹⁾とあるが、日本滞在期間は、実際より短かったわけだ。事實は、1888年5月26日に、長崎から上海に出発したのである。したがって、滞在期間は正確には約7ヶ月であった。滞在期間が短くなったのは、彼の父親の病気が重くなったためである。

しかし、短期間とはいえ滞在中は、日本各地を訪れ精力的に活動した。「Uno, S.」からの手紙に(1886年7月12日/4.2:04.93) E. シュタインがローマ字雑誌のコピーや単語表も取り寄せて日本語を勉強していると書かれているように、日本旅行に向けて準備が周到に行われ、カタカナと漢字を練習し、日本理解に努めていた。

「現在、私は大変忙しい。私は鉄道法について講義しつつ、あなたのご存じのように古い将軍の、徳川時代の日本の古い貴族の法律を勉強している。」(E. シュタインから「Sir」宛 1888年1月17日/6.1:01)

E. シュタインは、日本滞在中に人力車の領収書を集めていた。(6.1:03) これらによって、E. シュタインの行動範囲を知ることができる。また、名刺を収集していたことで、交流状況も具体的に明らかになった。(4.3:03) 名刺は、L. シュタインと合わせて304枚を越える。E. シュタインが日本滞在中に記録した住所には、「伊藤博文、三島通庸、岩倉具定、大熊重信、三好退蔵、土方久元、黒田清隆、藤波言忠、井上 毅」などがある。

彼は、オーストリア領事館、日本政府の海洋省、法務省、文部省、農務省、商務省、外務省、警察庁なども訪ねた。

影響力のある日本人政治家松岡康毅は、L. シュタインに書いている。

「息子さんのドクターシュタイン殿は、こちらの天候に苦しむことなく健康です。そして気持ち良く過されています。今月は、東京から大阪などに旅行に出掛けられた。」(松岡康毅から L. シュタイン宛 1888年2月1日/4.2:04.46)

また他の政治家からも E. シュタインについて意見を述べている。日本の滞在が短い点について同情を述べている。(岩倉具定から E. シュタイン宛 1888年10月20日/4.2:04.24)

E. シュタインは日本で温かく迎えられた。そして、たくさんの高価な品物が贈られた。例えば、北畠道龍からは琴、京極高德からは縁起式など。藤波言忠は、彼の妻が E. シュタインに着物を着せ、彼と E. シュタインが刀をさして撮影した写真がある。(藤波言忠から L. シュタイン宛 1888年3月10日/4.2:04.6) 上記で述べたように多くの贈答

品はヴィーン民俗博物館に保管され、部分的に展示されている。

E. シュタインと藤波の関係は緊密だった。以下の手紙でも個人的友情ばかりでなく、父 L. シュタインと同様に、そして法学の領域では権威として受け入れられていたことがわかる。

「それは、自分にとって大きな喜びだ。なぜなら自分の兄弟だと思っているからだ」
(藤波言忠から L. シュタイン宛 1888年12月7日 / 4.2:04.6)

「私は、日本の政治的状况について手紙で報告する。」(藤波言忠から E. シュタイン宛 1888年7月26日 / 4.2:04.6)

「私に助言をお願いしたい。貴殿が日本滞在中に気がついたことで我々の国で必要とする変更の重要な点について、貴殿の考えを教えてほしい。」(藤波言忠から E. シュタイン宛 1888年12月25日 / 4.2:04.6)

E. シュタインは、この機会を真摯に受け止め、日本の施設を多く見学した。学校、技術学校(浜尾 新から E. シュタイン宛 1888年2月20日 / 4.2:04.10)。工業学校(渡辺 譲から E. シュタイン宛 1888年4月9日 / 4.2:04.97) や絹工場(長崎省吾から E. シュタイン宛 1887年11月11日 / 4.2:04.57) なども見学した。

また、「経済会」などで講演を行った。(「Kanaya, A.」から E. シュタイン宛 1888年2月日付無 / 4.2:04.27) 講演は、政治、教育、鉄道、建築などの広範囲なテーマに渡って行った。例えば、大久保忠寛は、オーストリア帝国主義あるいはオーストリア貴族政治について講義を行なってくれるよう要請している。(大久保忠寛から E. シュタイン宛 1888年3月6日 / 4.2:04.65)

驚くべきことに、E. シュタインは日本滞在中に、鉄道調査も行なっていた。オーストリアで鉄道雑誌の出版を行なっていたことから、シュタイン親子にとっては専門領域だった。E. シュタインの日本鉄道調査に対して L. シュタインには感謝礼状が届いている。(奈良原 繁から L. シュタイン宛 1888年1月6日 / 4.2:04.59)

その調査の時に撮影した鉄道や橋の写真は、ヴィーン民俗博物館にて見ることが出来る。以下の手紙には E. シュタインが鉄道についての出版に関与したことがわかる。日本の鉄道体系の分析あるいは、一般的な教科書をつくるような仕事における、E. シュタインの活動の様子がわかる。

「新山が私を訪問した(中略)我々は、貴殿にみていただく新しい本を書いた。」
(E. シュタインから [Monsieur le Comte] 宛 1888年2月17日 / 6.1:01.6)

「貴殿が書いた鉄道の本は日本鉄道協会から出版されるだろう。藤波はそのために努力している。」(新山莊輔から E. シュタイン宛 1888年11月8日/4.2:04.61.19)

「親切な講義で鉄道行政について教えてくれた後、それについての本を印刷しよう。」(藤波言忠から E. シュタイン宛 1888年12月25日/4.2:04.6)

「エルンスト氏は、私に鉄道についてたくさん説明してくれ、そしてちょうどそれについて書き出している。それについての1回目のコピーを天皇にお渡しする。この本は、多くの人から読まれるだろう。」(藤波言忠から L. シュタイン宛 1888年12月7日/4.2:04.6)

日本政府にたいする良好な関係を結ぶことに E. シュタインは尽力し、実現した。伊藤博文の手紙がそれを裏付けている。

「貴殿の息子さんは、それぞれの機会に我々の社会の最も高い人々と交流している」(伊藤博文から L. シュタイン宛 1888年5月4日/4.2:04.21)。

事実、E. シュタインは、土方久元が出席していた所に招かれた。(長崎省吾から E. シュタイン宛 1887年11月11日/4.2:04.57) また、黒田清隆は京都に招待した。(黒田清隆から E. シュタイン宛 1887年11月1日/4.2:04.39)

オーストリアに帰国後、E. シュタインは、日本や中国で得た新しい情報を印刷物や講演で伝えていった。そして、日本の指導層とのコンタクトは持ち続けた。訪問や文通の様子は、例えば、土方久元から E. シュタイン宛 (1889年11月30日/4.2:04.13) 書簡からも伺える。

(3) E. シュタインと日本研究

E. シュタインの最も重要と考えられる論文は、「オリエント・オーストリア月刊誌」⁽¹²⁾ に書かれている「日本と新憲法」である。この E. シュタイン文章の存在を裏付けたのは、1888年8月24日付、出版社の編集者からの原稿依頼書簡だった。E. シュタインは、度々「地震と日本の建築」⁽¹³⁾ や「北京のスポーツ」⁽¹⁴⁾ といったテーマで、日本や中国での滞在中の調査研究の成果を発表していた。

「腹切りあるいは切腹」という文章は、今まで知られていなかった。手書きのオリジナル原稿は、ウィーンの民俗博物館の図書館に存在していた。⁽¹⁵⁾

E. シュタインの時代は、日本まで蒸気船で6、7週間かかる旅行だった。目的地に到着してみると、以外に知らない世界ではないことに人は気づく。「横浜で到着した人

は第二のヨーロッパを見つける。」⁽¹⁶⁾ とこのような感想を若き E. シュタインが持ったのは、おそらく彼が到着して見たものがすでにヨーロッパの影響が強かったからだろう。

「野蛮なアジアの国民はけっして文明的活動を必要としなかった。いかに日本の国民が独自の文化を持ち、ヨーロッパの国々より古く、我々の歴史的発展の経過に立っているか。」⁽¹⁷⁾

「ヨーロッパの形にそった」⁽¹⁸⁾ 日本の憲法と発布を通じて、「ヨーロッパ文化共同体のアジアの国民」に参加することだ。彼の目標は、しかし、日本を「ヨーロッパ文化共同体」へ引き入れるだけではなく、日本が世界で独立した役割を果たせる国になることであった。彼は、西欧における帝国主義的英国と比較できる太平洋の政治的経済的覇権を描いていた。日本人はその民族的性格から工業的発展を促進させる力を持っていると彼は評価した。

「日本は、現在、国民が登場するこの新しい時代、偉大な目標を持った事業の始まりとして注目できる。ヨーロッパ的形ではなく、太平洋の政治的工業的権力をめざして東アジアに対して成功できる国だ。地理的位置と素質、工業的、手工業的形態と国民の戦闘的素質を兼ね備えている。将来に証明されるだろう、南太平洋の小イギリスになるだろうことが。」⁽¹⁹⁾

E. シュタインの考えは、彼が日本は、特別に強い際立った民族的アイデンティティと軍事的本能があることに気がつき、立憲制の発展は、1868年の明治維新をもって始まるとする。彼は、憲法は突然できた成果ではなく、長い間の準備があったことに価値があると記している。

「日本政治の発展史に少々注目すると、憲法の導入に向けての驚くべき道のりが、突然準備もなくできたものではないことがわかる。ヨーロッパのように日本は、他のアジアの国々の見本で、ヨーロッパを完全に真似た君主制のカテゴリーに数えられると見られていた。」⁽²⁰⁾

「(中略) 第1章は特に、憲法の発展の開始だ。そしてそれだけではない。憲法の考えは、国民に親しまれて始まる。短期間にそれが実現するとは思わない。」⁽²¹⁾

「いかにこの新しい憲法組織が望まれたか、そしてまた本当に実現した熱烈さに驚嘆する。歴史上初めてのことだ。君主は、憲法の導入のために8年間という期間を設けた。ヨーロッパでは、そのために長い間闘ってきたことだ。」⁽²²⁾

E. シュタインは、「階級」の概念を階層という意味で用いており、日本社会に必ずしも各階層同士の矛盾の存在があるとは認識していなかった。したがって、農民や市民を政治的闘争の主体とは見ていない。過去の農民一揆について触れることはなかった。

「領主と騎士と兵士カスト（サムライ）が農民層（ヘイミン）を支配していた我々の中世時代の先例とは違いがある。市民は存在せず、自由都市が発展した。身分上、農民の下に商人が位置した。神父と教会は、この時、似たような政治的軍事的権力にドイツのように広がり、しかし、政治的階級は作らなかった。」⁽²³⁾

「最初は、サムライは下院で選ばれていた。日本の農民は、孔子の古い教えを教義として定義し、沈黙し、支配されることに慣れていた。支配される国民は、法律を一人で知る必要もなく、知ることも許されなかった。フランス革命あるいは農民と市民が人権と自由のために闘った1848年、日本のヘイミンは、少しも鉄砲を使用し所有することもなく、隔たりがあった。それでも農民は、卑屈ではなかった。兵士の階層から守られ、完全に支配されていた。いかに領主とサムライを田畑の作物や穀物で扶養するか、自ら法律を心配することはなかった。」⁽²⁴⁾

そして、日本の僧侶について、彼は肯定的な姿を次のように捉えていた。

「(中略)僧侶階級は、政治、行政、教育、婚姻制度に関係なく、事実上、人間的市民的平等が、我々ヨーロッパ人が心から願うようなそれなりの状況をすでに作っていた。」⁽²⁵⁾ 僧侶階級についてばかりではなく、騎士階級の伝統もまた際限なく理想化している。その点を裏付ける彼の論文「腹切りあるいは切腹」を見てみよう。

「自刀は、他の弁護なしで無罪の十分な証明として価値があるとみなされる。切腹や腹切りの式は、日本人のロマンティックな伝統の愛情と暖かさにある。しかも、なおヨーロッパの文明化の原則の完全な勝利の後、同じものを廃止するために長い闘争が必要だった。18世紀の47士（ロウニン）の英雄的行為の感動は、1868年、神戸で外人と衝突し、帝より自刀を言い渡された隊長の滝善三郎のようになお弱まることなく生き続ける。」⁽²⁶⁾

E. シュタインは、憲法の発布を通じて立憲的考え方が国民の認識のなかに自覚され根付くことを期待し、その過程に大きな望みを託し、そのために広い参加と協力を願った。そして、様々な社会的、自然的事実（伝統、性格、地理）が大変良好な条件になっていると見ていた。

「やはり、人口の活動的部分は、今までサムライあるいは非日常的行動力のある兵士階級である。そして理想的な船団を担い、将来を準備した。ヘイミンの大部分、市民、農民、多くの国民に問われたことは、理想と新しい考えが育っているか否かだ。そして、その証明には多くの時間は必要としないだろう。」⁽²⁷⁾

彼の希望は、市民の開放を目標にしていた。

「憲法発布、下院の開会、日本の統一国民、3500万ヘイミン、商人と税金を通じて抑圧されている農民らが話すことが始まった。」⁽²⁸⁾

以上のように、E. シュタインは、彼の父親のように日本とヨーロッパの違いよりむしろ共通性を強調していた。そして、日本人を野蛮として決めつける他国の偏見を批判していた。彼は、日本とヨーロッパの積極的なつながりを追求したといえよう。また、日本を神々に由来する「王の国」であり、日本の歴史は王と侍の間で繰り返される権力交代として認識していたからこそ、日本は、立憲君主制の制度の枠組みを創造することを強調した。

父L. シュタインの役割を担った息子E. シュタインは、日本での幅広い活動によって、様々な影響を及ぼしたことが明らかになってきた。その点で「E. シュタイン日本関係文書」は、「L. シュタイン日本関係文書」と並び、日本の近代国家成立過程を明らかにする「歴史の証言」として重要な位置を占める文書といえよう。

【注】

1. Boockmann, Andrea: Lorenz von Stein. 1850-1890. Die Schleswig-Holsteinische Landesbibliothek (Kiel 1980) S.11
2. Boockmann Ebda.,S.8
3. 東京新報 (1890年9月23日)
4. 公文類聚. 第11巻 29. 学生門
5. 金子賢太郎「伊藤博文伝」第2巻 306頁 1940年
6. 金子前掲書 318頁
7. 春畝公追頌会「伊藤博文伝」中巻 329頁-330頁 1940年
8. 春畝公追頌会前掲書329頁-330頁
9. Wiener Zeitung (1974年8月3日)
10. Boockmann, a. a. o., S. 11
11. E. シュタイン遺品譲渡証明書 (Übereignungsurkunde, 1972)
12. Stein, E. v.: Japan und seine neue Verfassung. In: Österreichische Monatsschrift für den Orient. (Wien 1889) Nr. 8, S. 115-120
13. Stein, E. v.: Erdbeben und japanische Gebäude. In: Österreichische Monatsschrift für den Orient. (Wien 1893) Nr. 7, S. 77-79
14. Stein, E. v.: Sport in Peking. In: Der Ostasiatische Lloyd. (Wien, März 1913) S. 313-

15. Stein, E. v.: Das "Harakiri" oder "Seppuk". Die Selbstentleibung durch Bauchaufschlitzung. (unveröffentl. handschr. Manuskript, Sammlung Ernst von Stein. Museum für Völkerkunde, Wien)
16. Stein, E. v.: Japan und seine neue Verfassung. a. a. o., S. 115
17. Ebda., S. 115
18. Ebda., S. 115
19. Ebda., S. 120
20. Ebda., S. 116
21. Ebda., S. 117
22. Ebda., S. 118
23. Ebda., S. 116
24. Ebda., S. 117
25. Ebda., S. 118
26. Stein, E. v.: Das Harakiri oder Seppuk. a. a. o., S. 44
27. Stein, E. v.: Japan und seine neue Verfassung a. a. o., S. 120
28. Ebda., S. 117

・文中「L.シュタイン文書」からの引用書簡には、L.シュタイン文書カタログナンバーを明記した。また、氏名の記述も「L.シュタイン文書」カタログに拠った。

【出典史料】

- ・キール（ドイツ）
Die Schleswig-Holsteinische Landesbibliothek（シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州立図書館）：Nachlaß Lorenz von Steins（ローレンツ・フォン・シュタイン文書）
- ・東京（日本）
国会図書館：憲政史料
- ・ヴィーン（オーストリア）
Museum für Völkerkunde（民俗博物館）：Sammlung Ernst von Stein（エルンスト・フォン・シュタインコレクション）